

平成30年度第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会 議事録

会議の名称	平成30年度第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成30年10月18日(木) 午前10時から午後3時30分まで
開催場所	門真市立リサイクルプラザ5階 会議室(門真市深田町19番5号)
出席者	【委員】 【出席人数 6人/全6人中】 委員長 浦邊 真郎 副委員長 宮田 秀明 委員 安田 浩章 委員 河合 敏和 委員 大兼 伸央 委員 重光 千代美 【事務局】 市民生活部次長 廣田 環境政策課長 北倉 環境政策課長補佐 上田 環境政策課主査 樋口 環境政策課 濱口 【担当課】 クリーンセンター業務課長 西口
議題 (内容)	①一般ごみ等収集業務委託(13)総合評価一般競争入札の書類審査及びプレゼンテーションについて ②その他
傍聴定員	—(非公開のため)
担当部署 (事務局)	(担当課名) 市民生活部 環境政策課 (電話) 06-6909-4129(直通)

上田(事務局)	定刻となりましたので、只今より平成30年度第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。 本日の進行を務めさせていただきます、環境政策課の上田でございます。宜しくお願いいたします。 はじめに、お配りした資料の確認をさせていただきます。 右肩に資料1から資料7と記載の資料、それと追加資料①と記載の資料をご用意しております。全てお揃いでしょうか。 次に、本日の出席者につきまして、6名中6名のご出席ですので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定より本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、以後の議事進行を委員長にお願いいたします。
委員長	皆さま、本日はお集まりいただきありがとうございます。 本日は、午前中に提出された書類の審査、それから昼食の後、プレゼンテーション評価、最後に入札金額を評価しまして、優先交渉権者を決定してまいります。 委員の皆様には、慎重にご審議をしていただき、適正な事業者選定となるよう、ご協力の程よろしく申し上げます。 早速ですが、事務局よりこれまでの経過を説明してください。
上田(事務局)	それでは、説明に入らせていただきます。 平成30年9月4日から11日までの期間で、入札参加資格申請を受け付けたところ、3者より申請があり、入札参加資格確認結果通知書を9月18日に交付しました。 その後、入札書及び関係書類につきましても提出があり、全ての入札が有効でした。 ところが、10月11日に3者の内の1者、有限会社重洋興業から辞退届の提出が追加資料①のとおりありました。 実施要領の11、「失格となる入札参加者」の第3号に「プレゼンテーション時に入札参加者が欠席した場合」に失格とする規定がござ

	いますが、この規定は入札参加者がプレゼンテーション当日に会場に現れなかった場合を想定して設けた規定でございます。 今回の場合、入札会からプレゼンテーションまでの期間中に、辞意を表明されていることから、この辞退届を受理し、実施要領第4号に定める「その他選定委員会が不適格と認める場合」により、失格とする取扱いをしてはいかがかと考えておりますが、委員会でのご審議の程、お願いしたいと思います。
委員長	ただいま、事務局より報告のあった「有限会社重洋興業から提出された辞退届を受理し、その他選定委員会が不適格と認める場合による規定により失格とする」ことにつきまして、質問やご意見はありますか。
委員④	委員長宜しいでしょうか。事務局の説明にあった「その他選定委員会が不適格と認める場合」の規定はどこに記載されていますか。
上田(事務局)	実施要領の11、「失格となる入札参加者」に記載がございまして、次に掲げる事項に該当する場合、入札参加者は失格になりますとの規定がございまして。その第3号で「プレゼンテーション時に入札参加者が欠席した場合に失格とする」規定がございまして、この辞退届を受理しない場合、結果としては欠席となりますので、プレゼンテーションの開始時間をもって失格となりますが、その場合、この後に行います書類審査は行う必要があるかと思えます。このため、辞退届を受理し、現時点をもって第4号に定める「その他選定委員会が不適格と認める場合」により、失格とする取扱いをしてはどうかという提案をさせていただきました。
委員長	通常、入札を辞退することはあってよいとは思いますが、入札したものを辞退届でもって失格にする理由はなぜですか。

上田(事務局)	実施要領では、入札の前段階では辞退する規定はございますが、すでに入札が有効に成立した者が辞退できる規定は設けられておりませんので、いずれかの理由で失格となります。
委員②	失格となった場合、次回以降の入札に影響はありますか。
上田(事務局)	不利益は全くございません。
委員④	有限会社重洋興業に対しては、事前に本日のプレゼンテーション日時を通知していますか。
上田(事務局)	入札時にお示ししておりまして、元々C者として3番目にプレゼンテーションを行う予定でございましたので、他の業者を繰り上げる等のスケジュールには影響しません。
委員④	第3号の規定による失格とする場合、指定した時間に現れなければ自動的に失格となるわけですが、第4号に規定による失格とする場合、委員会が不適格と認める場合というのは、何をもって不適格というのでしょうか。
委員長	不適格という言葉の意味合いでは、何か条件に合わない場合に使用される言葉の意味合いが強いので、本件の場合、言葉の意味合いからすると不適格であることよりも明確に失格にするべきではないでしょうか。
委員③	私は、失格の取り扱いをすることに違和感がありまして、例えば優先交渉権者になった方が辞退される場合も失格になるのでしょうか。実施要領の13、「契約の締結」にも契約を締結できないときは次の順位の者を落札者とする規定もありますので、契約の締結前であれば、どのタイミングにおいても辞退ができてよいと思

	いますので、実施要領に規定されていない事項として、辞退の取り扱いをしてはどうかと思います。
上田(事務局)	事前に総務課契約グループへ確認をしたところ、あくまでも実施要領に基づいて総合評価を行うことを確認してございます。確認の中で辞退の規定がないことから失格の取り扱いをするべきとの指示をいただいております。
委員④	有限会社重洋興業は、入札保証金の納付を免除されているのでしょうか。
上田(事務局)	有限会社重洋興業を含めて、3業者ともに免除されています。
委員④	入札保証金は、失格となった場合に没収する規定となっている場合がありますが、今回の場合は影響しないということですね。
委員長	今回は、失格による入札保証金の没収がないとしても、失格にするしかない実施要領では、今後に影響が出るかもしれませんので、辞退ができる場合について、次回以降は再検討する必要がありますが、実施要領にない取り扱いができないとのことですので、今回の場合は第3号又は第4号の規定に基づく失格としなければなりません。
委員①	今回のプレゼンテーションは、事前に書類の提出を求める場合と違い、プレゼンテーション開始時間まで評価の判断材料が示されないルールですが、今回の辞退届は、事前に評価の判断材料を指定した時間に提出しないことを表明し、権利を放棄されたと解釈して、辞退届を受理した上で第3号の規定に基づく失格として書類審査も行わないことにしてはいかがでしょうか。

委員長	第４号の委員会が不適格と判断するまでの判断材料はありませんので、事前に第３号相当の理由が示されたものとして、書類審査も行わない第３号の規定に基づく失格にしても宜しいですか。
委員④	先ほど申し上げた入札保証金の取り扱いですが、最近の国の入札では、本市でいうところの優先交渉権者に該当する者を落札候補者とする取り扱いをするそうです。落札候補者に対しては、契約の締結までに様々な事後審査を行い、条件を満たしていないことが判明したとき等、何らかの理由で契約を締結できなかったときは落札者にはならず、入札保証金は没収する規定にしており、安易に入札に参加して入札妨害につながることを防いでおられるそうです。今回の有限会社重洋興業からは、入札を妨害するつもりで参加したと判断する材料はありませんので、その意味からも第４号の不適格ではなく、第３号の失格でよいと思います。
委員長	確認ですが、有限会社重洋興業と他の２者間において、資本関係があったり、３者の内２者が共謀して入札を妨害したりしている可能性はありませんか。
上田(事務局)	ないです。
委員長	やはり、第４号の不適格といえるだけの判断材料はないようですので、第３号の規定に基づく失格にしても宜しいですか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは、実施要領の失格となる入札参加者第３号「プレゼンテーション時に入札参加者が欠席した場合」の規定に基づき、有限会社重洋興業を失格とします。

上田(事務局)	ご審議いただきありがとうございました。今後、有限会社重洋興業は、失格者として取り扱います。 なお、入札価格点につきましては、公平性を確保するため、全者のプレゼンテーション終了後に報告させていただきます。 以上が、現在までの経過となります。
委員長	それでは、ここまでの説明で、質問やご意見はありますか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	次に「書類審査」を始めます。事務局より説明してください。
上田(事務局)	それでは「資料4」をご覧ください。 「資料4」が入札参加者から提出された資料になります。評価の対象となる事項につきましては、その根拠となる資料を添付していただき、事務局で確認の上、「資料5」を作成しております。 事務局で確認した事項を、A者から順に申し上げてまいりますので、「資料5」をご確認ください。 A者につきまして、資本金は「1千万円」ですので、評価はCランクの4点です。 一般ごみ収集事業経歴は「5年」ですので、評価はDランクの2点です。 従業員数は「10人」ですので、評価はDランクの2点です。 環境マネジメントシステムの認証状況は「エコアクション21の認証取得」ですので、評価はCランクの4点です。 保有するごみ収集車両数は「2台」ですので、評価はCランクの4点です。 市内在住従業員の割合は「70%」ですので、評価はBランクの5点です。

	障がい者雇用の有無は「あり」ですので、評価はCランクの4点です。 過去5年間の本市における一般ごみ収集運搬に関する実務経験は「5年」ですので、評価はAランクの7点です。 よって、A者の獲得点数は32点です。 B者につきまして、資本金は「1千万円」ですので評価は、Cランクの4点です。 一般ごみ収集事業経歴は「5年」ですので、評価はDランクの2点です。 従業員数は「37人」ですので、評価はBランクの5点です。 環境マネジメントシステムの認証状況は「エコアクション21の認証取得」ですので、評価はCランクの4点です。 保有するごみ収集車両数は「3台」ですので、評価はBランクの5点です。 市内在住従業員の割合は「67%」ですので、評価はBランクの5点です。 障がい者雇用の有無は「あり」ですので、評価はCランクの4点です。 過去5年間の本市における一般ごみ収集運搬に関する実務経験は「5年」ですので、評価はAランクの7点です。 よって、B者の獲得点数は36点です。 以上が書類審査の説明です。
委員長	ありがとうございます。今の「書類審査」の説明で、質問やご意見はありますか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは、「書類審査」の結果について、決定いたします。 次に、午後からの「プレゼンテーション」について、事務局より

	説明してください。
上田(事務局)	それでは「資料３」、「資料６」と「資料７」をご覧ください。 はじめに、当初３者を評価していただく予定のところ、２者に変更となりましたので、「資料３」に記載の通りスケジュールを修正し、進行させていただきます。 各者のプレゼンテーションの時間は、委員の皆様からの質問時間を含めて30分間です。 集計のため、A者とB者の間に20分間の小休憩を挟みます。 プレゼンテーション評価シートは、小休憩の間に回収させていただきます、集計いたしますので、評価の修正はできません。 プレゼンテーションでは、「資料６」に記載の質問項目についてご質問いただいた後、発言内容で気になられたこと等を自由にご質問していただいて構いません。 B者が終わりましたら、45分間の休憩時間を設け、その間に事務局で取りまとめを行います。 休憩時間終了後に、取りまとめた内容の結果報告と入札価格点の発表いたしますので、委員の皆さまにご審議いただき、優先交渉権者の決定と署名押印等の手続きを経て、閉会となります。 以上が、プレゼンテーションの説明です。
委員長	ありがとうございます。今の説明で、質問等はございますか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは、午前の部を終了します。午後からも宜しく願います。

【午後の部】	
委員長	それでは「プレゼンテーション」を始めます。 A者を入室させてください。
樋口(事務局)	A者を控室から案内
上田(事務局)	どうぞ、おかけください。 A者のプレゼンテーション内容の為、非公開
上田(事務局)	30分となります。ここで終了とします。
A者	ありがとうございました。
委員長	ありがとうございました。ご退出ください。
樋口(事務局)	A者をエレベーターへ案内 評価シート回収 → 集計(小休憩)
委員長	B者を入室させてください。
樋口(事務局)	B者を控室から案内
上田(事務局)	どうぞ、おかけください。 B者のプレゼンテーション内容の為、非公開
上田(事務局)	30分となります。ここで終了とします。

B 者	ありがとうございました。
委員長	ありがとうございました。ご退出ください。
樋口(事務局)	B 者退室 → エレベーターへ案内
委員長	皆さまお疲れ様でした。ここで45分間の休憩とします。事務局は、結果を取りまとめてください。
樋口(事務局)	評価シート回収 → 集計(休憩)
委員長	それでは、プレゼンテーション評価の結果を事務局から発表してください。
上田(事務局)	はい。A 者から順に発表いたします。 A 者のプレゼンテーション評価点は、65.33点です。 B 者のプレゼンテーション評価点は、64.67点です。 以上です。
委員長	次に、価格点の結果を事務局から発表してください。
上田(事務局)	はい。入札金額の小さい者から順に発表いたします。 第1位は、A 者の152,460,000円で、評価点は70点です。 第2位は、B 者の169,554,500円で、評価点は62.943点です。 以上です。
委員長	最後に、集計結果を事務局よりお願いします。
上田(事務局)	はい。合計得点の高いものから順に申し上げます。 第1位は、167.33点を獲得しました玉木運送株式会社です。

	第2位は、163.61点を獲得しました有限会社脇田グループです。 失格者、有限会社重洋興業です。
委員長	ありがとうございます。事務局からの報告の通り(13)の優先交渉権者を、合計獲得点で第1位となりました玉木運送株式会社と決定して宜しいでしょうか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは、(13)の優先交渉権者を玉木運送株式会社に決定します。一般ごみ等収集業務委託(13)に係る総合評価一般競争入札の結果につきまして、市長に報告いたしますので、委員の皆さま、報告書へ署名と押印をお願いします。 各委員署名・押印
委員長	今後の議事録等の作成にあたりまして、事務局との確認作業は、委員長に一任いただいても宜しいでしょうか？
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは最後に、次第の2、「その他」について、事務局より説明してください。
事務局(上田)	まずは選定にあたり、ご尽力賜り、ありがとうございました。最後に今後の予定につきまして、ご報告いたします。現時点で、平成31年度末に契約期間満了を迎えるごみ収集の契約が2契約と施設運転管理維持業務委託の契約が予定されておりますので、次年度は、複数回開催する見込みとなっております。宜しくお願いいたします。事務局からは、以上です。

委員長	ありがとうございます。ほかに、ご意見等がなければ、第2回委員会を閉会したいと思いますのですが、いかがですか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	それでは、平成30年度第2回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会します。お疲れ様でした。